

中山間地域等直接支払制度の中間年評価骨子(案)の概要

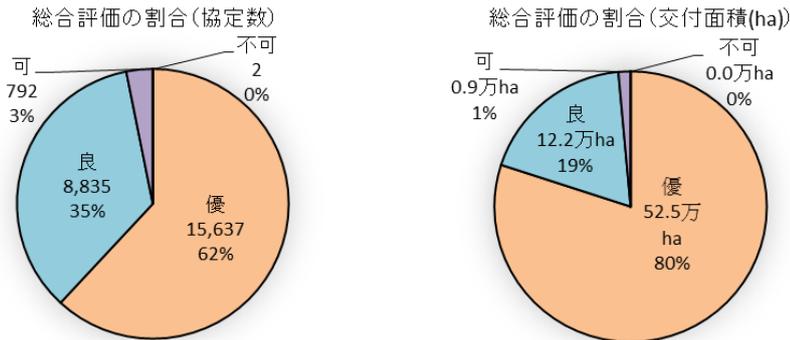
1 中間年評価の実施

- ・ 中間年評価は、集落協定等で規定した取組の実施状況を評価の上、取組が不十分な協定に対して、改善に向けた適切な指導・助言を行うことを目的に実施。
- ・ 第4期対策(平成27～31年度)の中間年評価は29年度に、本制度に取り組む全ての協定、市町村、都道府県を対象に実施(25,816協定 994市町村 45都道府県)。
※ 平成29年7月の九州北部豪雨で甚大な被害を受けた福岡県朝倉市及び東峰村の協定を除く

2 協定に定められた活動の実施状況

(1) 協定毎の総合評価結果

- ・ 全集落協定25,266のうち、「優」「良」と評価されたのは97%。
- ・ 「優」と評価された協定は、協定数で6割、交付面積で8割を占め、取組はおおむね順調。
- ・ 一方、達成の度合いが低く、「可」と評価された協定が792協定(3%)。



(2) 集落協定に定められた活動項目毎の評価

- ・ 集落協定に定められた各活動とも、おおむね9割以上が◎、○と評価。
- ・ 指導・助言が必要な取組がある協定も1,883あり、今後、話し合いの充実、共同作業の効率化等、必要な指導・助言を行っていく。

(注)「×：返還等」となった9協定について、2協定は協定違反(協定農用地の一部転用)により全額遡及返還し協定活動をとりやめたもの、7協定は協定参加者の死亡・高齢化により農業生産活動の継続が困難となった農地(交付金返還の免責)を引き受けられなかったことによる体制整備単価分の返還(協定活動は継続)。

【市町村が実施した取り組むべき活動項目毎の評価】

取り組むべき事項	取組	活動項目毎の評価結果				計	
		◎：優良 (目標以上の達成が見込まれる)	○：適当 (達成が見込まれる)	△：要指導・助言 (改善が見込まれる)	X：返還等 (改善が見込まれない)		
必須事項	① 集落マスタープラン	6%	93%	2%	0%	25,266	
		1,407	23,401	457	1		
	② 農業生産活動等として取り組むべき事項等	耕作放棄の防止活動	8%	89%	3%		0%
		水路・農道等の管理活動	2,015	22,571	678		2
選択事項	③ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	多面的機能を増進する活動	11%	88%	1%	0%	25,266
			2,804	22,244	217	1	
	④ 加算措置	農用地等保全体制整備	7%	90%	3%	0%	17,137
			978	15,644	515	-	
		A要件	9%	84%	8%	-	
		B要件	96	1,084	108	-	
④ 加算措置	集落連携・機能維持加算	C要件	9%	84%	7%	-	448
			41	376	31	-	
	超急傾斜農地保全体制整備加算	98%	98%	2%	0%	7	
合計(重複除く)		4,197	25,027	1,883	9	235	
			1,670	50	-	1,720	

(3) 個別協定

- ・ 全個別協定550のうち、「優」「良」と評価されたのは37%。
- ・ なお、「可」と評価された協定のうち、「利用権設定又は同一生産工程における農作業の受委託」の取組のみで要件を満たす協定（自作地を含まない協定）など取組が3項目未満の協定の全ての取組が「優」「良」と評価されており、取組はおおむね順調（総合評価では、多くの取組を確実に実施していることを基準）。

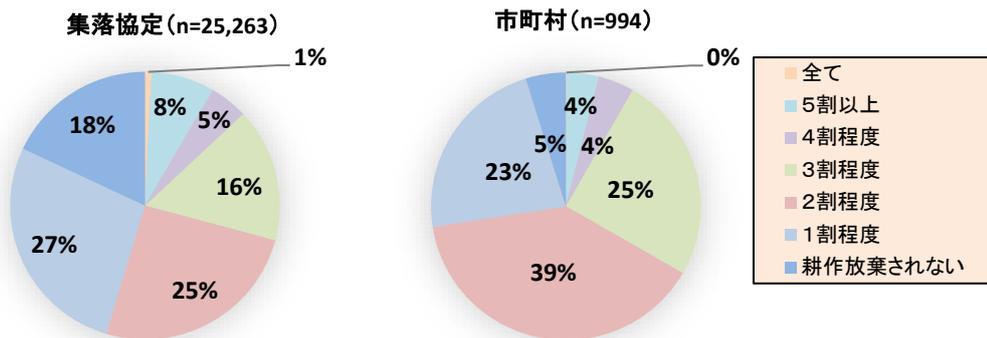
3 中間年評価時点における効果

(1) 耕作放棄の発生防止

- ・ 協定及び市町村に対するアンケート調査では、「本制度に取り組まなければ耕作放棄が発生したと回答した協定及び市町村が、それぞれ8割、9割を占めており、「耕作放棄防止等の活動」「水路・農道等の管理」「多面的機能を増進する活動」など農業生産活動を継続するための基礎的な活動、本制度を契機として農地保全に対する意識が高まったこと等から耕作放棄の発生防止に効果を上げていることが伺える。

(アンケート調査結果)

・ 本制度に取り組んでいなければ協定農用地はどれくらい耕作放棄されると思うか。



(2) 農村協働力の向上・維持

- ・ 集落の「話し合いの状況」は、殆どの協定で、第4期対策以前に比べ話し合い回数を維持・増加させており、また、集落協定に対するアンケート調査では本対策の取組を通じ、集落の「協働意識」が高まったとする回答が、約8割を占めていることから、集落機能の維持に効果を上げていることが伺える。

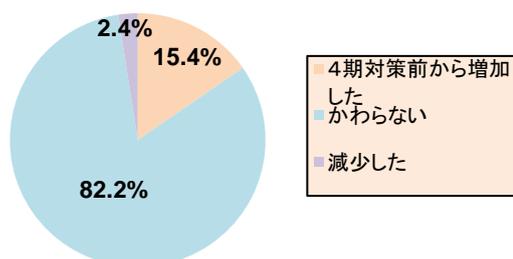
(協定の自己評価票)

・ 集落協定内の話し合いは、第4期対策から増加したか。

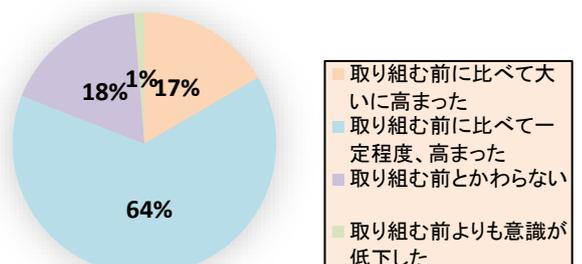
(アンケート調査結果)

・ 本制度に取り組むことにより「協働意識」は集落で定着したか。

集落協定内での話し合いの状況



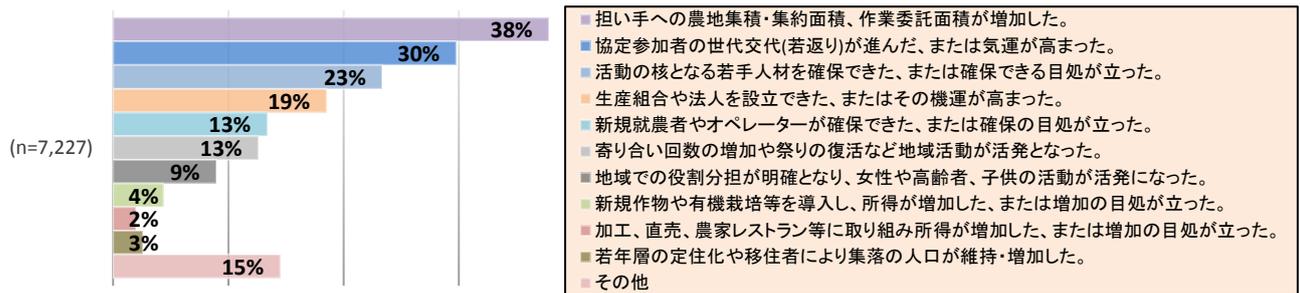
集落協定 (n=25,264)



(3) 効率的な農業生産体制の整備や所得向上（構造改革への寄与）

- ・ 集落協定及び市町村に対するアンケート調査では、集落協定において、将来（次期対策～10年後）に亘り農地等を維持管理していける体制が整備されてきており、これらの協定では、担い手への農地集積の増加（38%）、生産組合や法人の設立（19%）、新規就農者やオペレーターの確保（13%）が進んでいることが伺える。

(アンケート調査結果)
 ・ 次期対策～10年後の協定農用地の維持管理できる理由は何か。

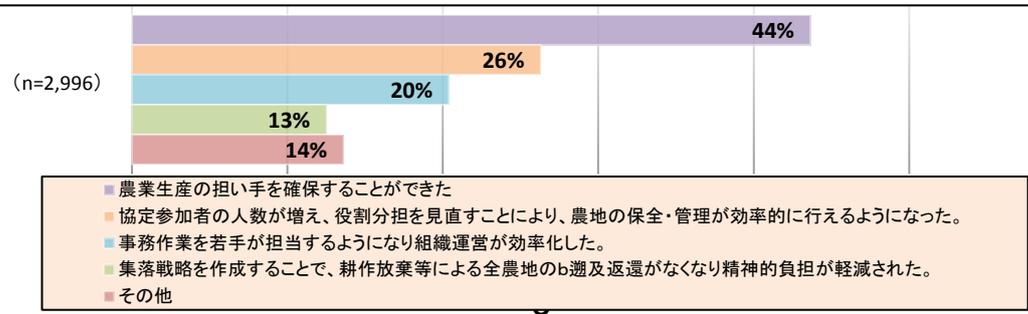


- ・ 本制度への取組を契機に農地の維持管理に対する意識が高まり、農地の受け手となる法人の設立、交付金を活用した共同利用機械の導入や農家レストランを整備した協定もあり、集落営農の設立や法人化、個別の担い手や後継者、協定活動の核となる人材の確保と農地集積、高収益作物の導入や6次産業化が進められている。また、協定によっては、これらの取組を組み合わせた「多業による所得向上」の取組も進められている。

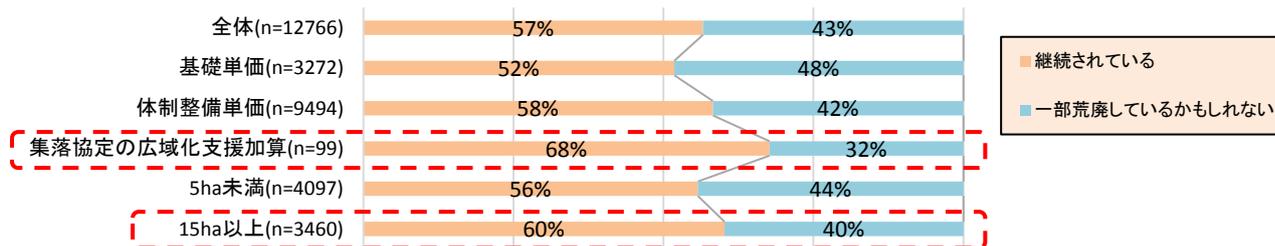
(4) 集落間連携の取組（協定の広域化）

- ・ 広域化支援(加算)に取り組む212協定では、全ての協定で、活動において主体的な役割を担う人材が確保される見込み。
- ・ 集落協定に対するアンケート調査では、広域化支援を実施している又は協定規模が15haを超える協定では、協定参加者の増加による農地等の維持・管理の効率化、担い手の確保、事務担当者の確保など取組体制の強化が図られている。
- ・ また、協定の広域化等により協定面積が大きいほど、将来（次期対策～10年後）に亘り農地等を維持管理していける体制が整備されている割合が高く、農業生産活動を継続していく上で有効な手段であることが伺える。

(アンケート調査結果)
 ・ 広域化や協定規模の拡大により次期対策～10年後の協定農用地の維持管理できる理由は何か。



・次期対策～10年後も協定農用地は維持管理されているか



(5) 集落戦略の取組

- ・ 集落戦略を作成又は作成中である協定は約1割で、協定農用地面積の約5割をカバーしている。
- ・ 集落協定に対するアンケート調査では、約4割の協定が同戦略の必要性を認識しており、更に同戦略を作成した協定では、生産組織や法人の立ち上げ、農地中間管理事業の活用等の取組が始まっている。
- ・ 同戦略を取り組んでいる協定の方が、将来に亘り農地等を維持管理していける体制が整備されている割合が高く、協定農用地毎に将来の維持管理の見通しを「見える化」することで課題を集落内で共有し、将来に亘る協定農用地の維持管理手法を検討していく上で重要な取組であることが伺える。

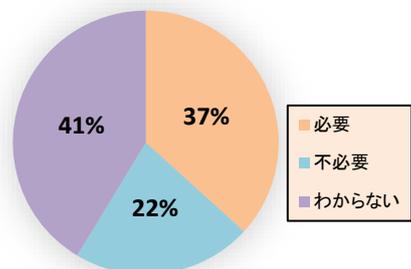
集落戦略の取組状況等

	協定数			協定農用地面積 (ha)		
	全体	交付金返還の特例措置の対象		全体	交付金返還の特例措置の対象	
		15ha以上の協定	集落連携・機能維持加算に取組む協定		15ha以上の協定	集落連携・機能維持加算に取組む協定
作成済	6.9%	4.5%	0.3%	31.2%	28.8%	2.0%
	1,740	1,141	67	204,889	189,043	12,918
作成中	6.2%	2.7%	0.1%	18.8%	17.7%	0.2%
	1,574	680	23	123,232	116,551	1,370
未作成	86.9%	17.5%	0.5%	50.0%	33.4%	0.6%
	21,952	4,412	122	328,678	219,164	3,710
計	25,266	6,233	212	656,799	524,759	17,998

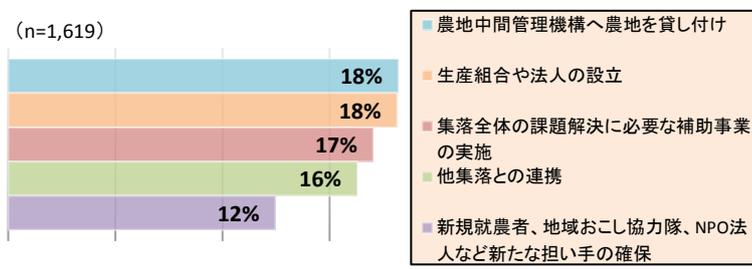
(協定の自己評価票)
・集落戦略は必要か

(アンケート調査結果)
・集落戦略で示された将来方向実現のための特別な取組を行っているか。

集落戦略に対する意識(協定)

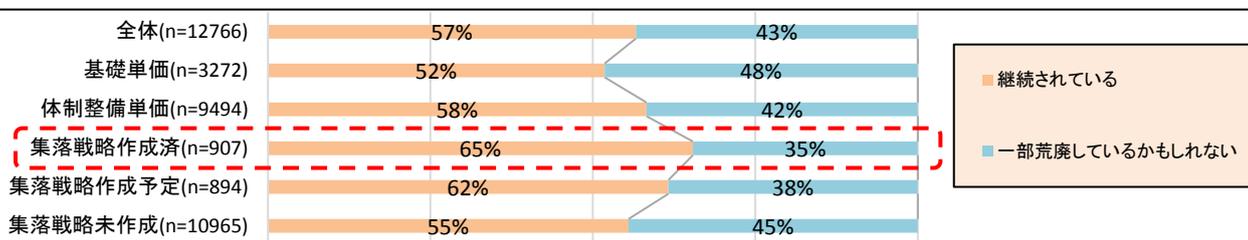


集落戦略の実現に向けた取組(協定)



(アンケート調査結果)

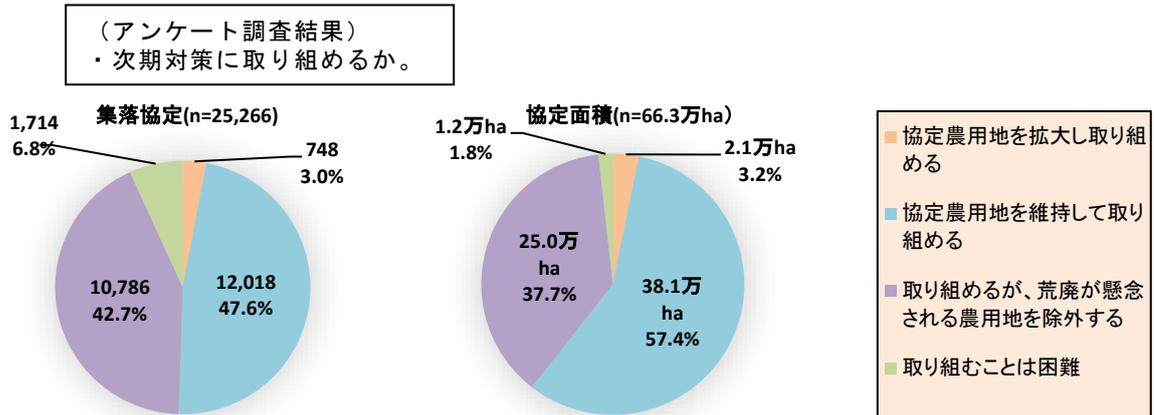
・次期対策～10年後も協定農用地は維持管理されているか



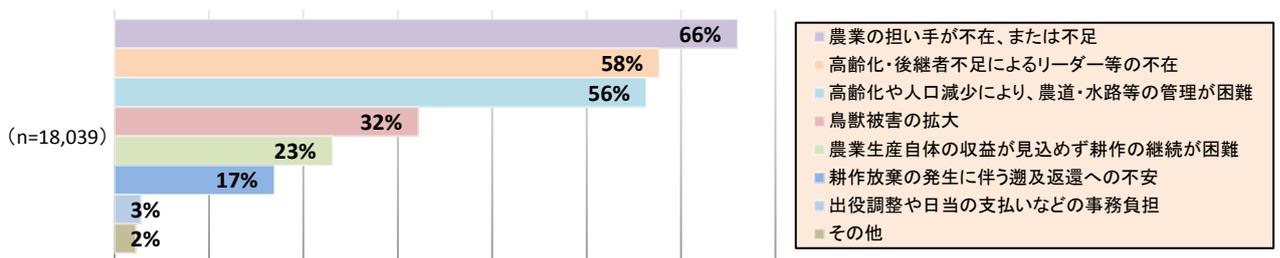
3 課題

高齢化や協定参加者の減少を補う取組体制の強化

- 集落協定に対するアンケート調査では、本制度への評価は高く、9割を超える協定が次期対策にも取り組めるとしているものの、約4割の協定が荒廃化を危惧する農用地を除外して取り組むこととしており、高齢化や協定参加者の減少、担い手不足を補う取組体制の強化が必要である。



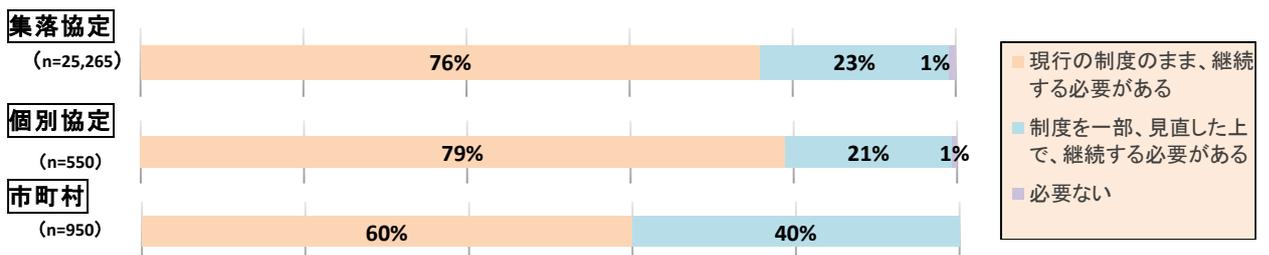
(アンケート調査結果)
・次期対策又は10年後、協定農用地の耕作、農道・水路等の管理が困難となる理由は何か。



4 課題の解決に向けた取組

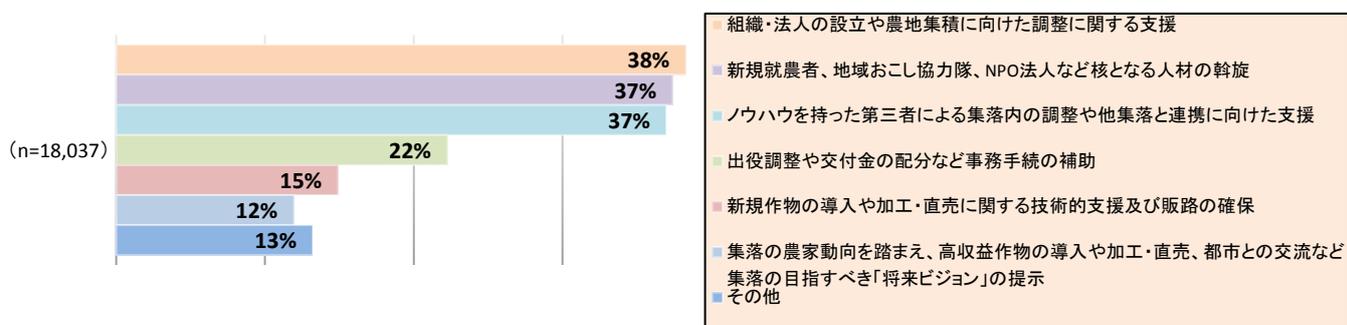
- 中山間地域等では土地条件に加え、人口減少や高齢化の進行、鳥獣被害の拡大など厳しい状況に置かれているが、大部分の集落及び市町村では、本制度の継続を望んでおり、本制度を活用しつつ、将来に亘り、地域の農地等を保全していく意欲を持っている。

(アンケート調査結果)
・中山間地域の農業農村を維持していく上で、今後も中山間地域等直接支払制度は必要と思うか。



- ・ このため、協定等に基づく活動を着実に実施しつつ、農地等の維持管理に不安を抱える集落等に対して、高齢化や協定参加者の減少、担い手不足を補い、将来に亘り協定農用地を維持管理していける体制づくりに向けた積極的な支援が必要である。
- ・ 支援に当たっては、協定毎に抱える課題や支援ニーズを踏まえつつ、農業生産性の向上、高収益作物の導入や6次産業化による所得向上などのより前向きな取組、協定の広域化、集落戦略の作成に取り組んだ協定が、農業の担い手や活動の核となる人材の確保、農地の集積・集約化に繋がっていることから引き続きこれらの取組を積極的に推進していくことが必要と考えられる。
- ・ また、担い手以外の協定参加者が共同で水路・農道・農地の管理作業を行うなど、条件不利地域における担い手の負担軽減に向けた地域ぐるみでの体制づくり、「担ってもらふ役割」「求める人物像」の明確化など地域おこし協力隊や新規就農者など外部人材の積極的な受入に向けた条件整備、省力化技術の導入や手間のかからない作物の導入など少人数でも取り組める農業生産活動の検討などを行うことも重要と考えられる。
- ・ 将来を担う人材の確保に向けては、集落に居住する若年層はもとより、近年、強まっている「田園回帰」の流れの中で中山間地域等を訪れる者が、地域の持つ魅力や可能性（地域資源）を再評価でき、更に地域資源を活用した付加価値の高い農産物の生産・販売、加工、都市住民を巻き込んだ農地等の保全活動など新たな発想による取組に繋がる支援が重要であると考えられる。

・ 課題を解決する取組を進めるため、どのような支援が必要か。



5 今後の制度のあり方

- ・ 今回の中間年評価で明らかになった本制度の実施効果や地域が抱えている課題、課題解決に向けた取組の効果を最終評価で検証し、今後の制度のあり方を検討していくこととする。

注) 6月末に公表予定の「中間年評価」は本骨子の内容を踏まえつつ、3月末に提出される都道府県評価書の内容を考慮し取りまとめる予定。